

令和3年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

教育旅行

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	郡山市	教育旅行誘致促進事業	<p>教職員の引率する学校行事の一環として、郡山市内の民間宿泊施設への宿泊を伴う教育旅行について、宿泊費の一部を補助します。また、該当する教育旅行を取り扱う旅行会社へ事務手数料を交付します。</p> <p>【補助額】 ①1人当たり1泊2,000円 ②旅行会社事務手数料 延べ宿泊人数が100人未満の場合 1万円/回 延べ宿泊人数が100人以上の場合 2万円/回</p>	令和3年9月1日	令和4年2月28日 (先着順。予算額に達し次第終了)	<p>福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・幼稚部以外の特別支援学校</p> <p>・上記教育旅行を取り扱う旅行会社</p>	学校単位	○	一般社団法人郡山観光協会	024-954-8922	https://www.kanko-koriyama.gr.jp/information/detail1268.html
2	会津若松市	教育旅行用「あいづ観光応援券」発行事業	<p>・会津若松市内に宿泊する教育旅行生に対して3,000円分の「あいづ観光応援券」を配布。 ・利用期間:令和4年3月17日(木)まで ・市内にある観光施設や土産物店、飲食施設など約200店舗で使用可能 ・希望する学校対象</p>	令和3年5月17日	利用期間は令和4年3月17日まで(配布枚数が上限に達した場合には配布終了)	<p>福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校</p>	学校単位	○	一般財団法人会津若松観光ビューロー	0242-23-8000	https://www.aizukanko.com/kk/agent/
3	喜多方市	グリーン・ツーリズム教育旅行誘致促進事業	<p>・喜多方市で農業体験または農家民泊を行う学校の引率者巡回のためのタクシー経費を助成します。ただし、喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンターが手配したタクシー経費であること。</p> <p>・1校当たり 農業体験のみの場合:2万7,000円を上限 農泊を伴う場合:3万6,000円を上限として事業費の10/10を補助する</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 その他、学校法人等が行う教育旅行であること</p>	学校単位	○	特定非営利活動法人喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンター	0241-24-4488	http://www.kitakata-gt.jp/
4	喜多方市	教育旅行関係者モニターツアー事業	<p>・教育旅行関係者を対象としたモニターツアーに対する経費の一部を助成します。 ・1校(1社)につき3名を上限とする</p> <p>・対象経費 農業・農泊体験料(農家民宿の場合全額、その他宿泊施設の場合3,000円を上限) 交通費(原則鉄道利用)及び市内移動に係るタクシー代</p> <p>・行程 日程は1泊2日または2泊3日 農作業体験又は受入農家の視察を行うこと</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>福島県内外を問わない。 ・学校の教職員 ・PTA等学校関係者 ・教育旅行を取り扱う旅行会社社員等</p>	学校単位	○	特定非営利活動法人喜多方市グリーン・ツーリズムサポートセンター	0241-24-4488	http://www.kitakata-gt.jp/
5	二本松市	二本松市教育旅行推進事業助成金	<p>修学旅行、宿泊学習等を実施する学校に対して貸切バス代金の一部を助成します。</p> <p>(1)市内宿泊施設に宿泊する学校への助成(市内施設を利用することが条件) (県外校)6万円/台 (県内校)3万円/台</p> <p>(2)日帰りの学校への助成(市内での食事及び施設利用又は有料施設を利用) (県外校)3万円/台 (県内校)1万5,000円/台 ※10名未満の学校の場合は、上記金額の半額とする。</p>	令和3年4月1日	令和4年2月28日 (予算額に達し次第終了)	<p>福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専門学校 ・大学</p>	<p>・指定なし ・1校当たり 台数の上限なし</p>	○	二本松市観光連盟	0243-55-5095	http://www.nihonmatsu-kanko.jp/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
6	下郷町	下郷町体験活動助成事業	町内において自然観察や歴史的学習、地域住民とのふれあいなどを実施する団体に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において、その活動にかかる経費の一部について助成を行うものである。 活動に要する経費について、一人につき3,000円を上限として助成する。ただし、本町が実施する他の助成事業との重複は認められない。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	下郷町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生	10人以上	○	下郷町観光公社	0241-67-2416	https://shimogo.or.jp/
7	檜枝岐村	尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業	尾瀬檜枝岐温泉観光協会加盟施設に宿泊した場合の宿泊費を助成します(旅館・民宿・山小屋を利用する場合、1人1泊2,000円、キャンプ場を利用する場合1人1泊200円助成。最大5泊までとする)。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (事業の対象期間は尾瀬に入山できる期間。予算額に達し次第終了)	尾瀬での環境学習を行う 全国の小・中・高等学校及び大学の他、市町村	学校単位	×	檜枝岐村役場 観光課	0241-75-2503	—
8	只見町	只見町教育旅行推進事業 (教育旅行に関する補助)	只見町内移動に関するレンタカー代、貸切バス、タクシー代の一部を助成します。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・教職員等引率者	学校単位	○	只見町子ども農家体験協議会	0241-82-5250	https://www.tadami-net.com/
9	南会津町 下郷町 只見町 檜枝岐村 福島県	「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業	・南会津郡内において、教育課程に位置づけられた自然環境学習等の活動を行い、かつ南会津郡内の宿泊施設で1泊以上宿泊する学校に自然環境学習等の活動に係る経費の一部について助成します。 ・本制度と「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」、「尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業」との併用は不可。 ・助成対象経費は、宿泊費、交通費(バス借上料を除く)、ガイド料、環境学習活動費とし、延べ宿泊者数によって助成額が異なります(教員及び引率者は、人数に含まない)。 【助成額】 15～50人 6万円 51～100人 12万円 101～250人 24万円 251～500人 36万円 501人以上 60万円 ・交通費(バス借上料) 【助成額】 県内校 バス1台当たり上限4.5万円 県外校 バス1台当たり上限9.5万円 (県外校は福島県教育旅行復興事業と本事業を併せて活用)	令和3年4月1日	令和4年3月20日	福島県内外を問わない。 (令和2年度中に、応募申請を行い、選考結果の通知を受けた学校及び令和3年度に、二次募集を行い選考結果の通知を受けた学校) 【対象者】 ・小学校(原則4～6年生) ・中学校 ・高等学校	延べ宿泊者数 15人泊以上 (生徒のみ)	○	株式会社 みなみあいづ	0241-62-2250	http://www.minamiaizu.co.jp/
10	北塩原村	教育旅行回復バス助成金事業	学校行事の一環として、村内に宿泊を伴う教育旅行(修学旅行やスキー教室等)を実施する県内外の小学校・中学校・高等学校に対し、その移動に係るバス経費の一部を補助します。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校	県内 1台当たり3万円 (上限2台6万円) 県外 1台当たり5万円 (上限2台10万円)	○	北塩原村 商工観光課	0241-32-2511	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2021033000018/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
11	猪苗代町	猪苗代町教育旅行支援事業	猪苗代町内で宿泊を伴う体験学習を実施する県外の小中高等学校に対し、バス1台当たり5万円を上限に交通費を助成します。また、学校の旅行を取り扱う旅行会社に対し、学校1校(1件)の申請につき助成金1万円を交付します(その他、交付要件あり)。	令和3年4月9日	令和4年3月13日 (但し先着順。予算終了次第終了) ※令和3年4月16日申請受付終了	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・取扱い旅行会社	バス1台以上	○	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/support/
12	矢祭町	矢祭町教育旅行等誘客推進事業	矢祭町内外の学校や子ども会、サークル等の団体が、リフレッシュふるさとランドまたは友情の森バンガローに宿泊する場合、宿泊料を半額にします。	令和3年4月1日	令和4年3月31日	矢祭町内外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校	1人以上	×	矢祭町 事業課 産業グループ	0247-46-4576	—
13	福島県	教育旅行等支援事業	<p>・避難解除区域等12市町村(※1)へ教育旅行及び合宿(以下、「教育旅行等」と言う。)を行う学校及び同旅行の販売促進を行う旅行会社に対して支援を行います。</p> <p>ア 学校に対する助成 以下の要件を全て満たす学校に対して交通費等の助成を行う。 ①学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラムが組み込まれていること。(※2) ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円)</p> <p>イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件を全て満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行う。 ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円)</p> <p>※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等</p>	令和3年4月28日	【申請書提出期限】 令和3年12月28日 ※先着順に審査を実施し、予算額に達した場合には期間内であっても募集を締め切ります。	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専修学校 ・専門学校 ・短期大学 ・大学	避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に50人泊以上	○	福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)	024-529-7463	https://f-reenergy-fukkosuishin-kvogikai.org/
14	福島県	福島県教育旅行復興事業	<p>【修学旅行・宿泊学習等】 教職員の引率する学校行事の一環として、県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する、県外の小学校、中学校、高等学校に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。</p> <p>①1台当たりの補助額 ＜新規校＞ 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円 ＜継続校＞ 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円 ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります</p> <p>②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)</p> <p>※福島県内の市町村で行なっている助成事業との併用も可能。但し、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等過程のみ) ・その他知事が特に認める学校	1校当たり台数の上限なし	×	福島県 観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)	024-563-1172	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
15	福島県	福島空港教育旅行利用促進支援事業	<p>学校等が福島空港に就航する福島空港を利用した教育旅行に係る経費の一部について助成します。</p> <p>【助成内容】※①+② 又は ①+③、④</p> <p>①学校と最寄り空港(福島県及び福島県隣県の学校にあっては福島空港)間の貸切バスの借上げ費用に対する支援:全額(消費税額を除く)。</p> <p>②海外旅行の実施に対する支援:生徒1人につき2万5,000円とし、1校当たりの上限額は50万円。</p> <p>③国内教育旅行の実施に対する支援 福島空港定期利用の場合:生徒1人につき1万円とし、1校当たりの上限額は20万円。 福島空港乗継便またはチャーター便利用の場合:生徒1人につき2万円とし、1校当たりの上限額は40万円。</p> <p>④福島県を目的地とする教育旅行の事前視察旅行に対する支援:1人当たりの上限額は10万円。 ※②③④ともに、福島空港片道利用の場合は半額</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日	<p>福島県内外を問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校 ・高等学校 ・支援学校 ・視覚支援学校 ・聴覚支援学校及び専修学校 	1名以上	×	福島県観光交流局 空港交流課	024-521-7127	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/kyouikuryokou.html
16	福島県	東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業	<p>教職員が引率する、学校行事の一環として東日本大震災及び原子力災害に関する学習を実施し、かつ東日本大震災・原子力災害伝承館を行程に取り入れた、県内を所在地とする学校に対し、その移動に係るバス経費の一部を助成します。</p> <p>【1台当たりの補助上限額】 浜通り地方 11万円 中通り地方 12万円 会津地方 15万円</p> <p>※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能。但し、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>福島県内の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等過程のみ) ・その他知事が特に認める学校 	1校当たり 台数の上限なし	×	福島県生涯学習課	024-521-7404	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/dennsyoukann.html

※この一覧表は、令和3年9月10日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。Go To トラベル事業(9月10日時点、一時停止措置)との併用につきましては、各問い合わせ先へご確認ください。

令和3年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

合宿

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	郡山市	郡山合宿誘致促進事業	<p>下記①～⑤の要件を満たす文化・スポーツ合宿を実施する学生団体へ宿泊者1人あたり1泊2,000円を助成します(1団体の上限額10万円)。</p> <p>①市民間宿泊施設に延べ10人泊以上で宿泊 ②市内外のスポーツ施設等を利用する合宿活動 ③各種公式大会、地方自治体が主催・共催する大会、イベント、会議の参加を目的としたものでないこと ④政治的活動、宗教的活動もしくは営利を目的としないこと ⑤公序良俗に反するものでないこと</p>	令和3年4月1日	令和4年2月28日 (予算額に達し次第終了)	合宿実施学生団体	延べ10人泊以上	○	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
2	いわき市	いわき市合宿開催補助金	<p>・いわき市外に住所を有する、文化活動を行う団体がいわき市で合宿を行う際に1名1泊につき1,000円を補助します。 ・上限は1団体当たり10万円。</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>・いわき市外に所属する中学、高校、高専、大学等の文化系の団体、又はゼミナール ・企業の文化系の団体</p>	延べ宿泊者数 20人泊以上	○	いわき市観光交流課	0246-22-1292	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450328247479/index.html
3	いわき市	いわき市スポーツ合宿誘致促進事業補助金	<p>・いわき市でスポーツ合宿を行う団体に次のとおり補助します。 上限額 20万円(延べ宿泊者数×1,000円)</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>・日本スポーツ協会に加盟する団体の国代表 ・学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校若しくは大学の学生で構成するスポーツ団体</p>	延べ宿泊者数 15人泊以上	○	いわき市スポーツコミッション	info@iwakisc.jp	http://www.city.iwaki.lg.jp
4	いわき市	IWAKIふるさと留学プログラム	<p>ゼミ合宿やボランティア活動などの地域課題解決を検討する滞在であり、下記の書類の提出が条件となります。</p> <p>・活動報告書 ・市内宿泊先に支払った領収書の写し</p> <p>①研究活動枠…1名当たり1万円以内×延べ宿泊者数(上限10万円) ②ボランティア活動枠…1名当たり5,000円以内×延べ宿泊者数(上限5万円)</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>首都圏等の大学のゼミ、サークル、研究グループなど</p>	1人以上	○	IWAKIふるさと誘致センター	0246-25-9151	https://i-furusatovuchi.com/
5	下郷町	下郷町合宿助成金誘致事業	<p>・町内宿泊施設等を利用して合宿を行う団体に対し、予算の範囲内で1泊当たり2,000円を乗じて得た額を交付する。1団体当り最大15万円を限度とする。</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	<p>下郷町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生</p>	延べ宿泊者数 10人泊以上	○	下郷町観光公社	0241-67-2416	https://shimogo.or.jp/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
6	只見町	只見町教育旅行推進事業 (合宿に関する補助)	・只見町内の宿泊施設等を利用し、延べ宿泊数が10人泊以上の合宿を実施する町外の小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生及びその引率者で構成される学校部活動、スポーツ少年団、大学サークル、ゼミ等の団体を対象に、2,000円に延べ宿泊者数を乗じた金額(最大15万円/団体)を助成します。 ・助成金交付は、1団体につき年度中2回までとする。(夏・冬等) ・他の町補助金との併用は不可	令和3年4月1日	令和4年4月31日 (予算額に達し次第終了)	只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・専門学校生 ・引率者 ・保護者(最大2名)	団体単位 (延べ宿泊者数10人泊以上)	○	只見町子ども農家体験協議会	0241-82-5250	https://www.tadami-net.com/
7	南会津町	合宿誘致促進事業	・南会津町で宿泊を伴う合宿を実施する団体に対して、交通費、宿泊費、体験活動費の一部を助成します。 ・延べ宿泊者数によって、助成額が異なります(教員及び引率者は、人数に含まない)。 【助成額】 県内校の場合 5万円 県外校の場合 20~50人 5万円 51~150人 10万円 151~300人 20万円 301人以上 30万円 ホワイトシーズン(12~3月) 5万円	令和3年4月1日	令和4年3月20日	【対象者】 町外に住む ・中学生 ・高校生 ・大学生 (教員及び引率者は含まない) 【対象活動】 ・部活動 ・サークル ・ゼミ ・学習塾 など	延べ宿泊者数 20人泊以上 (生徒のみ)	○	株式会社 みなみあいづ	0241-78-2241	http://www.aizu-kougen.jp/study
8	北塩原村	合宿利用者支援助成金	村内に宿泊を伴った文化・スポーツの合宿を行う団体に対して助成金を交付します。 ・延べ宿泊者数30人泊以上、一律3万円 ・インターネットを通じて、合宿の様子を写真や動画で配信し、北塩原村の合宿をPRすること	令和3年4月1日	令和4年4月31日 (予算終了次第終了)	福島県内外を問わない ・中学校 ・高等学校 ・大学 ・社会人(実業団)	延べ宿泊者数 30人泊以上	○	北塩原村 商工観光課	0241-32-2511	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2021032500038/
9	西郷村 白河市	白河甲子高原合宿誘致推進事業	・宿泊助成金 延べ宿泊者数1人/1泊当たり2,000円助成(上限6万円) ・温泉助成金 延べ人数1人当たり500円助成	令和3年7月1日	令和4年3月31日 (先着順。予算終了次第終了)	福島県県南地域以外の大学・高校・中学等の部・サークル等の構成員が白河市及び西郷村のスポーツ施設・文化施設等を利用し合宿をすること。	2泊以上の宿泊かつ延べ宿泊者数30人泊以上	○	白河甲子高原観光開発協議会 (事務局：西郷村産業振興課)	0248-25-1116	https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/sangyoshinkoka/579.html
10	檜葉町	檜葉町合宿支援事業	・檜葉町の施設を利用して合宿を行い、町内の宿泊施設に宿泊する学生団体に対し、1回の合宿における延べ宿泊数に1,000円を乗じた額を助成します(上限20万円)。 ・宿泊者が10人以上であること。 ・町内の文化施設又はスポーツ施設を使用すること。 ・合宿を目的とし、大会やイベントに参加するための宿泊は対象外。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専修学校 ・高等専門学校 ・短期大学 ・大学 ・大学院 ・部活、クラブ、サークル、ゼミ等	延べ宿泊数 10人泊以上	○	檜葉町新産業創造室	0240-23-6105	https://www.town.naraha.lg.jp/life/007003.html

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
11	富岡町	富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金	<p>・富岡町教育施設(総合スポーツセンター、文化交流センター、総合運動場、富岡第一中学校)を使用し、富岡町内の宿泊施設で合宿する団体等に交付。 ・1人1泊あたり2,000円を補助。 ・必ず教育施設を1日以上使うこと、他の補助金を活用していないこと、営利目的の合宿でないこと。</p>	平成31年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	制限なし(但し、富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金交付要綱を確認すること)	複数人で構成する団体であること	×	富岡町生涯学習課	0240-22-2626	http://www.manamori.jp/ https://public.iourekun.jp/tomioka_town/reiki/act/frame/frame110001408.htm
12	福島県	教育旅行等支援事業	<p>・避難解除区域等12市町村(※1)へ教育旅行及び合宿(以下、「教育旅行等」と言う。)を行う学校及び同旅行の販売促進を行う旅行会社に対して支援を行います。</p> <p>ア 学校に対する助成 以下の要件を全て満たす学校に対して交通費等の助成を行う。 ①学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラムが組み込まれていること。(※2) <助成額>1人泊当たり2,000円(上限40万円)</p> <p>イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件を全て満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行う。 <助成額>1人泊当たり2,000円(上限40万円)</p> <p>※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等</p>	令和3年4月28日	<p>【申請書提出期限】 令和3年12月28日 ※先着順に審査を実施し、予算額に達した場合には期間内であっても募集を締め切ります。</p>	福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専修学校 ・専門学校 ・短期大学 ・大学	避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に50人泊以上	○	福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)	024-529-7463	https://f-reenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/kobo/20210430160425.html
13	福島県	福島県教育旅行復興事業	<p>【合宿】 県外の中学校・高等学校の部活動、県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業のゼミ・公認サークルが県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。 ※中学校・高等学校については「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外 ※同一の年度内において、同一部活動への補助は1回限り</p> <p>①1台当たりの補助額 <新規校> 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円 <継続校> 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄15万円 ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります</p> <p>②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市)</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県外の ・中学校 ・高等学校 ・短期大学 ・大学	1校当たり台数の上限なし	—	福島県観光交流局観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局)	024-563-1172	https://f-reenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/

※この一覧表は、令和3年9月10日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。Go To トラベル事業(9月10日時点、一時停止措置)との併用につきましては、各問い合わせ先へご確認ください。

令和3年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

コンベンション

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	福島市	福島市コンベンション開催補助金	福島市内で、東北大会規模以上のコンベンション、大会等を1泊2日以上の会期で開催する主催団体に対し、宿泊者数に応じて開催経費の一部を補助します。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション主催者	延べ宿泊者数 100人泊以上	○	福島市観光交流推進室	024-572-5719	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou-suishin/kanko/kankojohto/kigyomukeijohto/conv-ention/r2bosyuu.html
2	会津若松市	会津若松市コンベンション開催助成金制度	会津若松市内でコンベンション等を開催する主団体に対し開催等の助成金を事業者へ交付します。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (先着順、予算終了次第終了)	東北大会相当規模の大会・会合等で会津若松市内に宿泊を伴う団体	延べ宿泊者数 50人泊以上	○	・一般財団法人会津若松観光ビューロー ・会津若松市観光課	0242-23-8000 0242-39-1251	https://www.aizukanko.com/kk/agent/
3	郡山市	郡山コンベンション開催支援事業	①国内コンベンション 郡山市内で東北大会規模以上のコンベンションを連続2日以上の場合、宿泊者数に応じて上限100万円の助成金を交付します。 ②国際コンベンション 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加する場合、①に係る助成金+国外参加者数×5,000円(1泊2日まで)、2泊目以降は1泊ごとに+2,500円(※上限1万円) ③上記コンベンション期間中にエクスカージョン(郡山市内を含む地域において行われるバスツアー、視察等)を実施する場合、参加人数に応じた助成金を交付します。 参加人数×500円(1日)※同伴者含む ④上記コンベンション期間中の市内移動のために借り上げたバス費用の一部を助成します。 バス借上げ運行費用の50%(※上限10万円)	令和3年4月1日	令和3年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者数 25人以上	○	公益財団法人郡山コンベンションビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
4	郡山市	郡山スポーツコンベンション開催支援事業	郡山市内で東北大会規模以上のスポーツ競技大会(※種目制限あり)を連続2日以上の日程で開催する場合、県外からの参加者数に応じた助成金を交付します。 ①東北大会 県外参加者数×500円(※上限30万円) ②全国大会 県外参加者数×1,000円(※上限60万円) ③国際大会 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加するスポーツ競技大会を開催する場合 国外参加者数×5,000円+②に係る助成金(※上限200万円)	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	参加者数 50人以上	○	公益財団法人郡山コンベンションビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
5	郡山市	コンベンション参加者おもてなし事業	<p>下記①～⑥の要件を満たすコンベンションに参加、かつ郡山市内に宿泊する方に対し、1名あたり2,000円の商品券を配布します。</p> <p>①郡山市内を会場 ②東北大会規模以上 ③連続2日以上会期 ④延べ宿泊者数25名以上 ⑤政治的活動、宗教的活動もしくは営利を目的としないこと ⑥公序良俗に反するものでないこと</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者 25人以上	○	公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー	024-991-1811	http://www.kcb.or.jp
6	いわき市	いわき市コンベンション開催補助金	いわき市外からの来客が見込まれる30人以上の会議等の大規模コンベンションを2日以上会期で開催した際に最大100万円を補助します。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	いわき市外のコンベンション実施主催者	延べ宿泊者数 30人以上	○	いわき観光まちづくり ビューロー	0246-44-6545	https://kankou-iwaki.or.jp
7	県	福島県コンベンション開催支援事業補助金	<p>【国内コンベンション】 ・令和2年4月1日から令和3年3月31日の期間中、福島県外からの来客が見込まれる国内コンベンション及びエクスカーションに200万円を上限に補助します。 ・延べ宿泊者数が100人泊以上の東北規模以上の大規模コンベンションで、連続して2日以上会期で開催されること。会期が1日のみでも、宿泊を伴い、その前後日にエクスカーションが開催されるコンベンションは補助対象。ただし、浜通り開催の場合30人泊以上で申請可能。 ・本県の産業の振興または、学術、芸術、文化向上に寄与するコンベンションであること。</p> <p>【国際コンベンション】 上記の要件を満たし、かつ参加国が日本を含む3カ国以上が参加する国際コンベンションに300万円を上限に補助します。</p> <p>【エクスカーション】 上記コンベンション開催期間中にエクスカーション(県内の施設等1カ所以上の訪問・視察)を行った場合、参加人数(10人以上)に応じて補助します。</p> <p>※感染症対策を講じたうえで開催すること</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	コンベンション実施主催者	延べ宿泊者数 100人泊以上 (浜通り開催の場合30 人泊以上)	—	公益財団法人 福島県 観光物産交流協会	024-525-4024	https://www.tif.ne.jp/houjin/news/disp.html?id=63&keyword=&start=0

※この一覧表は、令和3年9月10日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。Go To トラベル事業(9月10日時点、一時停止措置)との併用につきましては、各問い合わせ先へご確認ください。

令和3年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

その他

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
1	福島市	福島市新しい生活様式による会議等開催支援事業補助金	福島市内の民間施設において、新しい生活様式に対応した感染防止策を図りながら会議、結婚披露宴等を含む式典を開催する団体等に対し、開催に係る経費を最大5万円補助します。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	会議・式典(結婚披露宴等)を開催する代表者	参加者20人以上	要問合せ	福島市 観光交流推進室	024-572-5719	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou-suishin/kanko/kankojohto/r2kaijouihoio1.html
2	会津若松市	旅行商品造成(パンフレット等作成)支援助成金	会津若松市を訪れるための旅行商品造成を行い、集客のための情報媒体を作成する旅行者に対し、その作成にかかる費用の一部を助成します。 【助成額】 (1)紙媒体 5,000部以上10,000部未満 5万円 10,000部以上30,000部未満 10万円 30,000部以上100,000部未満 15万円 100,000部以上 20万円 (2)WEB媒体 ①掲載に要する費用の2分の1を助成 ②1回の助成金の上限額は5万円	令和2年8月1日	令和4年3月15日 (予算がなくなり次第、受付を終了)	会津若松市への送客・周遊のための旅行商品を作成する旅行業法第3条の規定に基づく登録受けている旅行者	要問合せ	○	一般財団法人会津若松観光ビューロー	0242-23-8000	https://www.aizukanko.com/feature/Travel/Travel
3	会津若松市	貸切バス利用促進助成金	会津若松市を訪れるための旅行商品の造成を行う旅行会社に対し、貸切バスの利用にかかる経費の一部を助成します。 【助成額】 ①車両1台、一日毎に要する費用の2分の1を助成 ②車両1台、一日毎に要する費用の上限額は5万円 【限度額】 同一の申請者が複数の申請を行うことができるものとし、助成の限度額は原則100万円	令和2年8月1日	令和4年3月15日 (予算がなくなり次第、受付を終了)	会津若松市への送客・周遊のための旅行商品を作成する旅行業法第3条の規定に基づく登録受けている旅行者	要問合せ	○	一般財団法人会津若松観光ビューロー	0242-23-8000	https://www.aizukanko.com/feature/Travel/Travel
4	会津若松市	ランドオペレーター等送客助成金	会津若松市を訪れるための旅行送客を行う旅行者に対し、その送客に対する費用の一部を助成します。 【助成額】 ①会津若松市内宿泊施設での宿泊を1泊以上及び観光関連施設を1箇所以上利用した旅行商品の場合…送客実績1人1泊当たり500円を助成 ②宿泊の場合は泊数と同数の市内有料観光施設の利用があれば、泊数分を助成 ③会津若松市内の宿泊施設での宿泊を伴わず、観光関連施設を2箇所以上利用した旅行商品の場合…送客実績一人あたり250円を助成 ④北海道及び愛知県、石川県等以西からの送客には50%を加算 【限度額】 同一の申請者が複数の申請を行うことができるものとし、助成の限度額は原則100万円	令和2年8月1日	令和4年3月15日 (予算がなくなり次第、受付を終了)	・旅行業法(昭和27年法律239号)第2条及び第3条の規定に基づく登録を受けている旅行サービス手配業 ・旅行業法(昭和27年法律239号)第2条及び第3条の規定に基づく登録を受けている会津若松市内に本社のある旅行者	要問合せ	○	一般財団法人会津若松観光ビューロー	0242-23-8000	https://www.aizukanko.com/feature/Travel/Travel
5	いわき市	プチいわき暮らし応援プラン	下記の要件に当てはまる方を対象に宿泊費8割を助成します。 ・いわき市への移住を検討している方 ・県外在住で市内企業訪問・面接等を予定している方 ・面談(1時間程度)を受けていただける方	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	条件に合致する場合 県内外不問	1人以上	○	いわき商工会議所	0246-25-9151	https://i-furusatovuchi.com/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
6	須賀川市	須賀川市旅行商品企画助成金	・須賀川市の地域資源を活用した旅行商品を企画及び実施する者に対して、募集に係る経費及び旅行代金の一部を助成します。	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条による登録を受けている旅行者又は旅行者代理業者	参加人数 10人以上	○	須賀川市 観光交流課	0248-88-9145	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shisei/chiiki_dsukuri/1002602.html
7	喜多方市	喜多方泊訪日旅行誘客促進事業	・喜多方市内の宿泊施設に宿泊する訪日旅行商品の催行に伴う、団体貸切バス借上げ経費の一部を助成します。 ・助成額1台当たり10万円 ※次の事項全てに該当すること。 ①国際定期便またはチャーター便を利用した訪日旅行 ②喜多方市内の宿泊施設に1泊以上 ③1旅行の催行人数が10人以上 ④旅行の日程が、当該年度の4/1～3/31に属するもの	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	・旅行業法施行規則に規定する第一種または第二種旅行業務の登録を受けている事業者 ・道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者 ・喜多方市内の旅行者または旅行者代理業者	1旅行の催行人数 10人以上	○	喜多方市 観光交流課	0241-24-5249	https://www.city.kitakata.fukushima.jp
8	喜多方市	「"喜多方の魅力再発見"もっと泊まってみんなえキャンペーン」	・喜多方市民および福島県民限定で、市内宿泊施設への宿泊割引と市内飲食店等で使用できる周遊クーポンをセットにしたキャンペーンを実施します。 予約・申込みは令和3年7月1日より受付開始、割引対象期間は令和3年7月16日から令和4年1月31日まで(予算額に達し次第終了)。 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、8月10日より新規予約受付を一時停止しています。(受付再開の時期は、改めて公表) 【宿泊割引】 (1)喜多方市民 ①温泉施設、旅館、ビジネスホテル、民宿・民泊 大人:1人1泊当たり、宿泊料金(税込)の70%、最大7,000円割引 小学生以下:宿泊料金無料 ②農家民泊 大人:1人1泊当たり、宿泊料金7,700円(税込)のうち5,500円割引 小学生以下:宿泊料金無料 (2)福島県民 ①温泉施設、旅館、ビジネスホテル、民宿・民泊 大人:1人1泊当たり、宿泊料金の半額、最大5,000円割引 小学生以下:宿泊料金(税込)の半額、最大5,000円割引 ②農家民泊 大人:1人1泊当たり、宿泊料金7,700円(税込)の半額、最大3,850円割引 小学生以下:宿泊料金5,280円(税込)の半額、最大2,640円割引 【泊まってみんなえ周遊クーポン】 本キャンペーンにより宿泊した方に対して、市内飲食店、土産物店、小売店等で使用できるクーポン券を発行します。 (1)発行額 1人1泊あたり1,000円(500円券×2枚) (2)利用期限 宿泊日から令和4年2月28日まで	令和3年7月1日	令和4年1月31日 (予算額に達し次第終了)	・喜多方市民 ・福島県民	1人以上	×	(一社)喜多方観光 物産協会	0241-24-5200	http://www.kitakata-kanko.jp/news/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
9	南会津町	魅力発信創出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・南会津に宿泊を伴う旅行商品造成を行う旅行エージェントとのタイアップ商品に対し、1本15万円を助成する。 【助成条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・南会津町内で宿泊を伴う商品であること。 ・南会津町内の観光資源を最低1ヵ所周遊する商品であること。 ・参加者15人以上の商品であること。 ・広告宣伝物には、南会津町の宿泊施設と周遊する観光資源の写真を掲載すること。 ・催行後、成果品を提出すること。 	令和3年4月1日	令和4年3月31日	【対象者】 旅行エージェント	15名以上	×	株式会社 みなみあいづ	0241-62-2250	—
10	猪苗代町	猪苗代町観光誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設で宿泊を伴う旅行商品を販売した旅行者に対し、有料宿泊実績1名につき週末期500円、平日期1,000円の支援金を交付します。	令和3年4月19日	令和4年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業登録を受けた事業者で参加申込みをした者 ・交付対象は小学生以上 	5/16までに 参加申込みをした 事業者	○	猪苗代町 商工観光課	0242-62-2117	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-25-15753.html
11	猪苗代町	猪苗代町外国人誘客支援金交付事業	猪苗代町内の宿泊施設に外国人10人以上の団体を送客した旅行会社等に対し、外国人1人1泊1,000円、取扱手数料2万円の支援金を交付します。	令和3年4月1日	令和4年3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業登録を受けた事業者等 ・交付対象は外国人10名以上の団体 	10人以上	○	一般社団法人 猪苗代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/inbound/
12	猪苗代町	プレミアム付旅行券「猪苗代町ハッピートラベルチケット」	猪苗代町内の対象宿泊施設で使用できるプレミアム付旅行券を4,700枚発行します。4,000円分の宿泊補助券を全国のコンビニエンスストアにおいて2,000円で購入することができます。第1期の販売・利用開始は7月1日で、利用期間は7月1日の宿泊から12月31日の宿泊分まで。	令和3年7月1日	2021/12/31 (完売のため終了)	<ul style="list-style-type: none"> ・猪苗代町外在住者 ・宿泊料金が1人4,000円以上の利用者 	1人以上	○	一般社団法人猪苗 代観光協会	0242-62-2048	https://www.bandaisan.or.jp/2021/06/26/2021happy/
13	猪苗代町	猪苗代町観光商品券 (いなチケ)	猪苗代町内の観光施設や宿泊施設で使用できるプレミアム商品券を発行します。1セット10,000円で12,000円利用可能です。利用期間は12月上旬から令和4年3月中旬まで(予定)。	令和3年12月上旬	令和4年3月中旬	猪苗代町外在住者	1人以上	○	一般社団法人猪苗 代観光協会	0242-62-2048	—
14	三島町	桐源郷プレミアムチケット	4,500円分の宿泊補助券と500円分の町内買物・飲食券が付いたチケットを2,000円で販売します。販売期間は7月19日～12月15日、利用期間は7月19日の予約分～令和4年1月16日の宿泊分まで。	令和3年7月19日	令和3年12月(予算額に達し次第終了)	三島町外居住者 ・宿泊料金が1人4,500円以上の利用者	1人以上	○	三島町観光協会	0241-48-5000	http://www.mishima-kankou.net/

No.	市区町村	誘客事業名称	事業内容	事業開始月日	事業終了月日	助成対象 (県外在住対象など)	対象人数等	県助成との併用	問合せ先名称	問い合わせ先 電話番号等	詳細ホームページ
15	福島県	研修旅行支援事業	<p>・避難解除区域等12市町村(※1)での研修旅行を行う企業及び同研修旅行の企画販売等を行う旅行会社に対して支援を行います。</p> <p>ア 企業に対する助成 以下の要件を満たす企業に対して交通費等の助成を行う。 ①会社法により定められる各種会社、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体が実施する研修旅行であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ30人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラム(※2)が組み込まれていること。 〈助成額〉1人泊当たり2,000円(上限20万円)</p> <p>イ 旅行会社に対する誘客助成 上記アの条件をすべて満たす研修旅行を実施した企業に対して当該研修旅行の企画販売等をした旅行会社に対して助成を行う。 〈助成額〉1人泊当たり2千円(上限20万円)</p> <p>※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等</p>	令和3年4月28日	<p>【申請書提出期限】 令和3年12月28日 ※先着順に審査を実施し、予算額に達した場合には期間内であっても募集を締め切ります。</p>	福島県内外を問わない。 ・会社法により定められる各種会社、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体	避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に30人泊以上	○	福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター)	024-529-7463	https://f-reenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/
16	福島県	福島空港利用旅行商品造成支援事業	<p>福島空港定期便を利用した旅行商品を造成・販売する旅行会社に対して広告宣伝費を一部助成します。</p> <p>【条件】 以下の条件を満たす募集型企画旅行の広告宣伝活動 ・福島空港国内定期便を往復利用する旅行商品(この場合、出発日を3日以上設定すること。) ・福島空港国内チャーター便を利用する旅行商品。</p> <p>【助成内容】 25万円/1商品 ただし、福島空港利用以外の旅行商品と併せて1つのチラシやパンフレット等となる場合は、掲載面積やページ数の割合により経費を按分して補助対象経費を算出する。</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日	福島県内外を問わない。 ・一般社団法人日本旅行業協会または一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社 ・上記の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等	特になし	○	福島県観光交流局 空港交流課	024-521-7127	—
17	福島県	福島空港貸切バス借上支援事業	<p>福島空港を利用した国内線(国内チャーター便を含む。)により福島県内を周遊する受注型企画旅行商品を催行する場合のバス経費を一部負担します。</p> <p>【条件】 ・1団体10名以上の旅行であること。 ・利用する貸切バスは小型以上であること。 ・福島県内の旅館・ホテルに1泊以上宿泊すること。 ・福島県内の観光地を1箇所以上、コースに組み入れること。</p> <p>【助成内容】 貸切バスの借り上げに要する経費と10万円(1台当たり・福島空港片道利用は半額)を比較して低い方の額。</p>	令和3年4月1日	令和4年3月31日 (予算額に達し次第終了)	福島県内外を問わない。 ・一般社団法人日本旅行業協会または一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社 ・福島空港利用促進協議会長が特に認める旅行会社 ・上記の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等	1団体あたり10名以上 ※1事業者当たりの上限は20万/年	×	福島空港利用促進協議会	024-521-7127	—

※この一覧表は、令和3年9月10日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。Go Toトラベル事業(9月10日時点、一時停止措置)との併用につきましては、各問い合わせ先へご確認ください。